

平成30年4月 福岡市商工金融資金制度の一部改正の概要

1. 小規模企業者・創業者向け資金の融資限度額の引き上げ

小規模企業者向けの小口事業資金および新規開業者向けの創業支援資金の融資限度額を引き上げました。

資金名	対象者	融資限度額	(H30.4.1改正)	
小口事業資金	小規模企業者	1,250万円	改正後の 融資限度額	2,000万円
創業支援資金	創業者等	2,500万円		3,500万円

2. 「福岡100」スタートアップ資金の創設

50歳以上の新規創業者を対象に、セカンドステージに向けた創業を支援するため、既存のスタートアップ資金より融資利率を0.1%引き下げ、50歳以上の方の積極的な起業チャレンジを支援します。なお、個人事業主もしくは法人代表者が50歳以上の場合を対象とします。

資金名	対象者	利率	(H30.4.1改正)			
スタートアップ資金	ア. 事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ. 事業を開始後2年以内の方で、それまで事業を営んでいなかった方	1.3%	資金名	対象者	改正後の利率	改定幅
女性スタートアップ資金	女性	1.2%	スタートアップ資金	同左	1.3%	-
			「福岡100」スタートアップ資金	50歳以上	1.2%	▲0.1%
			女性スタートアップ資金	女性	1.2%	-

3. 新事業開拓資金の見直し

- 成長や事業拡大のための新たな取り組みを行う事業者向けのステップアップ資金において、本市で実施している「働き方改革」推進企業認定制度の認定企業を対象に追加しました。
- 第二創業など異業種への進出を行う事業者向けの事業（業種）転換・多角化資金について、「第二創業・多角化資金」に資金名称を変更するとともに、融資期間を7年（据置1年）から10年（据置2年）に延長しました。

資金名	対象者	融資期間	利率	(H30.4.1改正)				
新事業開拓資金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方	5年以内	1.1%	改正後の資金名	改正後の対象者	改正後の融資期間	利率
			(運転) 5年超10年以内(設備) 5年超15年以内	1.3%	ステップアップ資金	「働き方改革」推進企業認定制度の認定企業を対象に追加	5年以内 (運転) 5年超10年以内(設備) 5年超15年以内	1.1% 1.3%
	事業(業種)転換・多角化資金	新たに異分野の業種に取り組む方	7年以内(据置1年以内)	1.4%	第二創業・多角化資金	新たに異分野の業種に取り組む方	10年以内(据置2年以内)	1.4%